|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **法人名** |  | **担当者名** |  |

社会福祉法人指導監査基準チェックリスト

（令和５年度）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅰ　法人運営 |  |  |  | Ｐ２ | ～ | Ｐ２５ |
| Ⅱ　事業 |  |  |  | **Ｐ２５** | **～** | **Ｐ２７** |
| Ⅲ　管理 |  |  |  | **Ｐ２７** | **～** | **Ｐ４７** |
| 別　　　紙　１ | **借地及び借家の状況** |  |  | **Ｐ４８** |  |  |
| 別　　　紙　２ | **入札・契約の状況（令和４年度）** |  |  | **Ｐ４９** |  |  |
| 別　　　紙　３ | **附属明細書の整備状況** |  |  | **Ｐ５０** |  |  |
| 別　　　紙　４ | **地域における公益的な取組の実施状況及び会計組織** | |  | **Ｐ５１** |  |  |

**社会福祉法人指導監査基準チェックリストにおける略称**

●法人：社会福祉法人

●法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）

●令：社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）

●規則：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

●一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（昭和18年号外法律第48号）

●ガイドライン：「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年４月27日付け雇児発0427第７号・社援発0427第１号・老発0427第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」

●認可通知：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月１日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）

●審査基準：認可通知別紙１「社会福祉法人審査基準」

●定款例：認可通知別紙２「社会福祉法人定款例」

●審査要領：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月１日付け障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知）別紙「社会福祉法人審査要領」

●徹底通知：「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（通知）」（平成13 年７月23日付け雇児発第488号・社援発第1275 号・老発第274 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長連名通知）

●入札通知：「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（通知）」（平成29 年３月29日付け雇児総発0329 第１号・社援基発0329 第１号・障企発0329 第１号・老高発0329 第３号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知）

●会計省令：社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）

●運用上の取扱い：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年３月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331 第39号・老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）

●留意事項：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年３月31日付け雇児総発0331第７号・社援基発0331第２号・障障発0331第２号・老総発0331第４号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）

●平成28年改正法：社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）

●平成28年改正政令：社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）

| ガイドライン  項　目 | チェック項目 | 確認結果 | | | 補足説明・根拠 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ | 非該当 |
| **Ⅰ　法人運営** |  |  |  |  |  |
| **１ 定款** |  |  |  |  |  |
| **Ⅰ-1-1**  **必要記載事項** | **① 定款に必要的記載事項が記載されているか。** |  |  |  | ● 定款の必要的記載事項には法第31条第１項各号に掲げる事項等が該当し、当該事項の全てを定款に記載する必要があり、その一つでも記載が欠けると、当該定款の効力が生じない。  【必要的記載事項】  目的、名称、社会福祉事業の種類、事務所の所在地、評議員及び評議員会に関する事項、役員（理事及び監事をいう。）の定数その他役員に関する事項、理事会に関する事項、会計監査人に関する事項（会計監査人を設置する場合に限る。）、資産に関する事項、会計に関する事項、公益事業の種類（公益事業を行う場合に限る。）、収益事業の種類（収益事業を行う場合に限る。）、解散に関する事項、定款の変更に関する事項、公告の方法  ＜根拠＞法第31条第１項 |
| **Ⅰ-1-2**  **定款変更手続** | **① 定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。**  **② 定款の変更が所轄庁の認可を受けて行われているか。**  **③ 所轄庁の認可が不要とされる事項の変更は、所轄庁への届出が行われているか。** |  |  |  | ● 定款は、法人の基本的事項を定めるものであることから、その変更は、評議員会の特別決議をもって行い、所轄庁の認可又は所轄庁への届出が必要とされる。  ※特別決議…議決に加わることができる評議員の３分の２（定款で３分の２を上回る割合を定めた場  合にはその割合）以上の賛成をもって行われる議決  ● 定款の変更（届出事項を除く。）は所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。  ● 【所轄庁への届出で足りる事項】  ①　事務所の所在地の変更  ②　資産に関する事項の変更（基本財産が増加する場合に限る。）  ③　公告の方法の変更  ＜根拠＞法第45条の36第１項、第２項、第４項、第45条の９第７項第３号、規則第４条 |
| **Ⅰ-1-3**  **備置き、公表** | **① 定款は直近の内容を事務所に備え置いているか。**  **② 定款は直近の内容をインターネットを利用して公表しているか。** |  |  |  | ● 法人の高い公益性に照らし、その事業の運営の透明性を確保するため、計算書類等と同様に、定款についても事務所への備置き及び公表が法人に義務付けられている。なお、公表の範囲については、個人の権利利益が害されるおそれがある部分（例：公表することにより個人又は利用者の安全に支障を来す恐れがある母子生活支援施設や婦人保護施設等の所在地）を除く。  ● 定款の公表については、インターネットの利用により行うこととされており、原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページへの掲載によるが、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に記録する方法による届出を行い、内容が公表された場合には、インターネットの利用による公表が行われたものとみなされる。  ＜根拠＞法第34条の２第１項、第４項、第59条の２第１項第１号、規則第２条の５、第10条第１項 |
| **２ 内部管理体制** | **※この項目は特定社会福祉法人のみ対象となりますので、それ以外の法人は非該当としてください。** |  |  |  | ※特定社会福祉法人…法人単位事業活動計算書の年間のサービス活動収益の額が30億円を超える法人又は貸借対照表の負債の額が60億円を超える法人 |
| **Ⅰ-2-1**  **体制整備** | **① 内部管理体制が理事会で決定されているか。**  **② 内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。** |  |  |  | ● 特定社会福祉法人は、経営組織のガバナンスの強化を図るため、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制（内部管理体制）の整備の決定を理事会で行うことが義務付けられている。  ● 【理事会での決定が必要な事項】  ①　理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  ②　損失の危険の管理に関する規程その他の体制  ③　理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  ④　職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  ⑤　監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項  ⑥　⑤の職員の理事からの独立性に関する事項  ⑦　監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項  ⑧　理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制  ⑨　⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する  ための体制  ⑩　監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行  について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  ⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制  ＜根拠＞法第45条の13第５項、令第13条の３、規則第２条の16 |
| **３ 評議員・評議員会** |  |  |  |  |  |
| **⑴評議員の選任** |  |  |  |  |  |
| **Ⅰ-3-⑴-1**  **選任手続** | **① 定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、評議員が選任されているか。**  **② 選任された評議員に対し、就任の意思表示を確認しているか。** |  |  |  | ● 評議員については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款の定めるところにより選任する。  そのため、法人は、定款で評議員の選任のために必要な事項（例：評議員選任・解任委員会を設置し、当該委員会により評議員を選任する）を定め、その定めに基づき評議員の選任を行う。  ただし、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない。  ● 法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従うため、定款の規定に基づき評議員として選任された者が就任を承諾することで、その時点（承諾のときに評議員の任期が開始していない場合は任期の開始時）から評議員となる。評議員の役割の重要性に鑑み、就任の承諾は文書による確認（就任承諾書の徴収等）によって行う必要があり、当該文書は法人において保存される必要がある。  なお、評議員の選任の手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱が必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により評議員に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。  ＜根拠＞法第38条、第39条 |
| **Ⅰ-3-⑴-2**  **適格性** | **① 欠格事由に該当する者が選任されていないか。**  **② 当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。**  **③ 当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。**  **④ 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の５分の１を超えて選任されていないか。**  **⑤ 欠席が継続するなど、実際に評議員会に参加できない者が名目的に評議員に選任されていないか。**  **⑥ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。**  **⑦ 暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。** |  |  |  | ● 評議員会は、役員の選任・解任の権限や定款変更の承認等の法人の基本的事項について決議する権限を有し、これらを通じて中立・公正な立場から理事等を牽制・監督する役割を担う機関である。その評議員会を構成する評議員の職務については、個々の評議員の責任に基づき行われるものであることから、当該責任を全うさせるため、一定の場合が欠格事由として定められている。  【欠格事由（評議員となることができない者）】  ① 法人  ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を  適切に行うことができない者  ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して  刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  ④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまで  の者  ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員  ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者  ● 評議員は当該法人の役員若しくは職員を兼ねることができないこと、当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者を評議員として選任することができないことが定められている。  ● 【各評議員又は各役員と特殊の関係にある者の範囲】  ① 配偶者  ② 三親等以内の親族  ③ 厚生労働省令で定める者（規則第２条の７、第２条の８）  ⅰ 当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者  ⅱ 当該評議員又は役員の使用人  ⅲ 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者  ⅳ ⅱ又はⅲの配偶者  ⅴ ⅰ～ⅲの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者  ⅵ 当該評議員又は役員が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法  人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会  福祉法人の評議員の総数の３分の１を超える場合に限る。）  ⅶ 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社  会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半  数を超える場合に限る。）  ⅷ 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会  福祉法人の評議員の総数の３分の１を超える場合に限る。）  ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、  地方独立行政法人、特殊法人、認可法人  ● 社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が評議員となることのみをもって不当な関与であるとはいえないが、役員と同様に、評議員総数の５分の１を超える割合を占める場合は、不当な関与に当たるものと考えられる。  ● 評議員会の役割の重要性に鑑みると、実際に評議員会に参加できない者が名目的・慣例的に評議員として選任され、その結果、評議員会を欠席することとなることは適当ではない。  ● 評議員会の役割の重要性に鑑みると、地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に評議員として選任され、その結果、評議員会を欠席することとなることは適当ではない。  ● 法人の高い公益性に鑑み、法人は暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持ってはならず、暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員になることはできない。  ＜根拠＞法第40条第１項、第２項、第４項、第５項、第61条第１項、  審査基準第３の１の（１）、（３）、（４）、（５）、（６） |
| **Ⅰ-3-⑴-3**  **評議員数** | **① 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。** |  |  |  | ● 評議員の数は定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。  なお、定款で定めた評議員の員数が定款で定めた理事の員数を超えていればよいということではないことに留意する必要がある(在任する員数で超えている必要がある。)。  ＜根拠＞法第40条第３項 |
| **⑵評議員会の**  **招集・運営** |  |  |  |  |  |
| **Ⅰ-3-⑵-1**  **招集** | **① 評議員会の招集通知を開催の１週間(中７日間)前(これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間前)までに評議員に発しているか。**  **② 招集通知は文書又は電磁的方法によりなされているか。**  **③ 招集通知が電磁的方法によりなされている場合に評議員の承諾を得ているか。**  **④ 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。**  **⑤ 評議員会の招集通知を省略した場合に評議員全員の同意を得ているか。**  **⑥ 定時評議員会が前会計年度終了後３月以内（定款に開催時期の定めがある場合にはそのときまで）に招集されているか。** |  |  |  | ● 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、理事が評議員会の１週間(中７日間)前（これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間前）までに評議員に発しなければならない。また、定時評議員会の場合は計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、開催日は理事会と２週間(中14日)以上の間隔を確保する。  ● 招集通知は書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知する方法で行わなければならない。  ● 電磁的方法で通知をする場合には、評議員の承諾を得なければならない。  ● 　【理事会の決議により定めなければならない事項（招集通知に記載しなければならない事項）】  ① 評議員会の日時及び場所  ② 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項（議題）  ③ 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概  要（議案が確定していない場合はその旨）  ● 評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができることとされており、この場合には招集の通知を省略できるが、評議員会の日時等に関する理事会の決議は省略できないことに留意するとともに、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要である。  ● 定時評議員会は毎会計年度終了後一定の時期に招集されなければならない。  ＜根拠＞法第45条の９第１項、同条第10項により準用される一般法人法第181条、第182条  法第45条の29、規則第２条の12 |
| **Ⅰ-3-⑵-2**  **決議** | **① 決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。**  **② 決議が必要な事項について、決議が行われているか。**  **③ 特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。**  **④ 決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。また、そのことを決議の前に確認しているか。**  **⑤ 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。**  **⑥　　評議員会への報告があったとみなされた場合（報告を省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。** |  |  |  | ● 評議員会で決議を行うためには、議決に加わることができる評議員の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の出席が必要である。なお、この「議決に加わることができる評議員」には、当該決議に特別の利害関係を有する評議員は含まれない。  ● 評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができる。評議員会における普通決議（特別決議以外の決議）は、出席者の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の賛成をもって行う。  【決議が必要な主な事項】  ・ 理事、監事、会計監査人の選任及び解任  ・ 理事、監事の報酬等の決議（定款に報酬等の額を定める場合を除く。）  ・ 理事等の責任の免除  ・ 役員報酬等基準の承認  ・ 計算書類の承認  ・ 定款の変更  ・ 解散の決議  ・ 合併の承認  ・ 社会福祉充実計画の承認  なお、定時評議員会に提出された事業報告については、承認は不要だが、理事による報告が　　必要となる。  ● 評議員会の特別決議は、議決に加わることができる評議員の３分の２（定款で３分の２を上回る割合を定めた場合にはその割合）以上の賛成をもって行われる必要がある。  【決議が必要な事項(特別決議)】  ①　監事の解任  ②　理事、監事又は会計監査人の損害賠償責任の一部免除  ③　定款の変更  ④　法人の解散  ⑤　吸収合併契約及び新設合併契約の承認  ● 評議員会の決議には、特別の利害関係を有する評議員が加わることはできない。  ※「特別の利害関係」とは、評議員が、その決議について、法人に対する善管注意義務（法第38  条、民法第644条）を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものである。  ● 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる。  ● 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったとみなされる。  ＜根拠＞法第45条の９第６項から第８項まで、同条第10項により準用される一般法人法第194条  第１項、第195条 |
| **Ⅰ-3-⑵-3**  **記録の作成、保存** | **① 法令で定められた事項を記載した議事録を作成しているか。**  **② 議事録を評議員会の日から法人の主たる事務所に10年間、従たる事務所に５年間備え置いているか。**  **③ 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に10年間備え置いているか。**  **④ 定款の定めに基づき、議事録署名人が署名又は記名押印しているか。** |  |  |  | ● 評議員会は、法人の基本的事項についての決議を行う機関であり、その議事内容は法人にとって重要な資料であることから、法人においては、評議員会の決議の内容等について記録した議事録を作成する必要がある。  【開催された評議員会の内容に関する議事録の記載事項】  ① 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監  査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。）  ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果  ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏  　　名  ④ 法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は  発言の内容の概要  ⅰ 監事による監事の選任若しくは解任又は辞任に関する意見  ⅱ 監事を辞任した者による監事を辞任した旨及びその理由（辞任後最初に開催される評議  員会に限る。）  ⅲ 会計監査人による会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任に関する意見  ⅳ 会計監査人を辞任した又は解任された者による会計監査人を辞任した旨及びその理由  又は解任についての意見（辞任又は解任後最初に開催される評議員会に限る。）  ⅴ 監事による理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料が  法令若しくは定款に違反し、若しくは不当な事項があると認める場合の調査結果  ⅵ 監事による監事の報酬等についての意見  ⅶ 会計監査人による法人の計算書類及び附属明細書が法令又は定款に適合するかどうか  について、監事と意見を異にするときの意見  ⅷ 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意  見  ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称  ⑥ 議長の氏名（議長が存する場合に限る。）  ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名  【評議員会の決議があったとみなされた場合の議事録記載事項】  ① 決議があったとみなされた事項の内容  ② ①の事項の提案をした者の氏名  ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日  ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名    　　【評議員会への報告があったとみなされた場合の議事録記載事項】  　　 ①　評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容  　　 ②　評議員会への報告があったものとみなされた日  　　 ③　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名  ● 法人においては、評議員会の決議の内容等について記録した議事録を作成し、評議員及び債権者が閲覧できるようにすることが義務付けられており、評議員会の日から法人の主たる事務所に10年間、従たる事務所に５年間備え置かなければならない。  ● 評議員会の決議が省略された場合には、同意の意思表示の書面又は電磁的記録を、法人の主たる事務所に決議があったとみなされた日から10年間備え置かなければならない。  ● 定款に議事録署名人（議事録に署名又は記名押印することと定められた者をいう。）が定められている場合には、定款に従ってその署名又は記名押印がされている必要がある。  法令上は、評議員会の議事録に、出席した評議員が署名又は記名押印をすることを必要とする旨の規定はないが、議事録の内容が適正なものであることを担保する観点から、定款に議事録署名人に関する規定を設けることが望ましい。  ＜根拠＞法第45条の９第10項により準用される一般法人法第194条第１項、第２項、第45条の11  第１項から第３項まで、規則第２条の15 |
| **Ⅰ-3-⑵-4**  **決算手続** | **①　計算書類及びその附属明細書並びに財産目録(以下、計算関係書類等)について、監事の監査を受けているか。**  **※②は特定社会福祉法人又は定款で会計監査人の設置を定めている法人が対象となりますので、それ以外の法人は非該当としてください。**  **②　会計監査人設置法人は、計算関係書類等について会計監査人に監査を受けているか。**  **③　計算関係書類等は理事会の承認を受けているか。**  **④　計算書類及び財産目録について定時評議員会の承認を受けているか。**  **※⑤は特定社会福祉法人又は定款で会計監査人の設置を定めている法人が対象となりますので、それ以外の法人は非該当としてください。**  **⑤　会計監査人設置法人は計算書類及び財産目録を定時評議員会に報告しているか。** |  |  |  | ● 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録（以下、計算関係書類等）について理事会の承認を受けるにあたっては、監事の監査を受けなければならない。  ● 会計監査人を置く場合は、監事の監査に加え、計算関係書類等について会計監査人の監査を受けなければならない。  ● 計算関係書類等を所轄庁に提出するにあたっては、理事会の承認を受けなければならない。  ● 計算関係書類等のうち、計算書類及び財産目録については定時評議員会の承認を受けなければならない。  ● 会計監査人設置法人においては、一定の要件（注１）を満たす場合には、計算書類及び財産目録については定時評議員会においてその内容を報告することで足りる。  （注１）会計監査人設置法人が計算書類及び財産目録について、評議員会の承認を要さない要件は次の①から③の全てを満たす場合である。  ① 計算書類についての会計監査報告に無限定適正意見が付されていること  ② 会計監査報告に関する監事の監査報告に、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと  ③ 計算書類について、特定監事が期限までに監査報告の内容を通知しなかったことにより、監事の監査を受けたものとみなされたものでないこと  ＜根拠＞法第45条の19、第45条の30、第45条の31、規則第２条の39、第２条の40 |
| **４　理事** |  |  |  |  |  |
| **⑴定数** |  |  |  |  |  |
| **Ⅰ-4-⑴-1**  **定数** | **① 定款に定める員数が選任されているか。**  **② 定款で定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。**  **③ 欠員が生じていないか。** |  |  |  | ● 理事の員数は、６人以上の数を定款に定め、その定款に定めた員数が実際に選任されている必要がある。  ● 定款に定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならない。  ● 理事のうち定款に定められた員数の３分の１を超えない欠員がある場合は、法令に直接的に明記されているものではないが、理事が、理事会の構成員として担う法人の業務執行の決定や、理事長等の職務の執行の監督等の役割が十分に発揮できないおそれがあり、法人運営上適当ではないことから、法人において欠員の補充のための検討や手続が進められていることが求められる。  ＜根拠＞法第44条第３項、第45条の７ |
| **⑵選任及び解任** |  |  |  |  |  |
| **Ⅰ-4-⑵-1**  **選任及び解任** | **① 理事は評議員会の決議により、選任又は解任されているか。**  **② 理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。**  **③ 選任された理事に対し、就任の意思表示を確認しているか。** |  |  |  | ● 理事の選任は評議員会の決議により行う。法人と理事との関係は、評議員と同様に、委任に関する規定に従う。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾したことにより、その時点（承諾のときに理事の任期が開始していない場合は任期の開始時）から理事となる。  なお、理事の選任の手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱が必ず必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により理事に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。  ● 理事の解任は、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき」、「心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき」のいずれかに該当するときに、評議員会の決議により行うが、安定的な法人運営や利用者の処遇に及ぼす影響が大きいことから、評議員会によって解任権が濫用されることがあってはならない。  そのため、理事が形式的に職務上の義務に違反し又は職務を懈怠したという事実や健康状態のみをもって解任することはできず、現に法人運営に重大な損害を及ぼし、又は、適正な事業運営を阻害するような、理事等の不適正な行為など重大な義務違反等がある場合に限定されるものと解すべきである。  ● 法人と理事との関係は、評議員と同様に、委任に関する規定に従うため、評議員会により選任された者が就任を承諾したことにより、その時点（承諾のときに理事の任期が開始していない場合は任期の開始時）から理事となる。理事の役割の重要性に鑑み、就任の承諾は文書による確認（就任承諾書の徴収等）によって行う必要があり、当該文書は法人において保存される必要がある。  なお、理事の選任の手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱が必ず必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により理事に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。  ＜根拠＞法第38条、第43条第１項、第45条の４ |
| **⑶適格性** |  |  |  |  |  |
| **Ⅰ-4-⑶-1**  **適格性** | **① 欠格事由を有する者が選任されていない**  **か。**  **② 各理事について、特殊の関係にある者が上**  **限を超えて含まれていないか。**  **③ 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の５分の１までとなっているか。**  **④ 理事会への欠席が継続するなど、実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。**  **⑤ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。**  **⑥ 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。** |  |  |  | ● 理事は、理事会の構成員として、法人の業務執行の決定をする等法人の運営における重要な役割を担い、その職務を個々の責任に基づいて行うものであることから、当該責任を全うさせるため、理事について、一定の事由が欠格事由として定められている。  【欠格事由（理事となることができない者）】  ※評議員と同じ。評議員の欠格事由の項目を参照（Ｐ４）。  ● 理事は、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を果たすため、各理事と特殊の関係にある者及び当該理事の合計が、理事総数の３分の１（上限は当該理事を含めずに３人）を超えて含まれてはならない。  【各理事と特殊の関係にある者の範囲】  ① 配偶者  ② 三親等以内の親族  ③ 厚生労働省令で定める者（規則第２条の10）  ⅰ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者  ⅱ 当該理事の使用人  ⅲ 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者  ⅳ ⅱ又はⅲの配偶者  ⅴ ⅰ～ⅲの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者  ⅵ 当該理事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団  体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の  理事の総数の３分の１を超える場合に限る。）  ⅶ 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社  会福祉法人の理事の総数の３分の１を超える場合に限る。）  ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、  地方独立行政法人、特殊法人、認可法人  ● 社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであること  から、関係行政庁の職員が役員となることのみをもって不当な関与であるとはいえないが、役員総  数の５分の１を超える割合を占める場合は、不当な関与といえるため、法により認められていない。  ● 理事会の役割の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者が名目的・慣例的に理事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではない。  ● 理事会の役割の重要性に鑑みれば、地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に理事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではない。  ● 法人の高い公益性に鑑み、暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持ってはならず、評議員  と同様に暴力団員等の反社会的勢力の者が理事になることはできない。  ＜根拠＞法第44条第１項により準用される法第40条第１項、第44条第６項  （参考）法第61条第１項、第109条から111条まで  審査基準第３の１の（１）、（３）、（４）、（５）、（６） |
| **Ⅰ-4-⑶-2**  **有識者等の有無** | **① 社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。**  **② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。**  **③ 施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。** |  |  |  | ● 理事のうちには、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」が含まれている必要がある。  ● 理事のうちには、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれている必要がある。  ● 施設を設置している法人は、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、「施設の管理者」が  理事として選任されている必要がある。  ※「施設の管理者」については、当該法人が複数の施設を設置している場合は、全ての施設の管理者を理事とする必要があるものではなく、施設の管理者のうち１名以上が理事に選任されていれば足りる。  ＜根拠＞法第44条第４項 |
| **⑷理事長** |  |  |  |  |  |
| **Ⅰ-4-⑷-1**  **理事長** | **① 理事会の決議で理事長を選定しているか。**  **② 業務執行理事の選定は理事会の決議で行**  **われているか。** |  |  |  | ● 理事長は、法人の代表権（法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を対外的にする権限）を有するとともに、対内的に法人の業務を執行する権限も有するものであり、理事会で理事の中から選定されなければならない。  ● 理事長の他に、理事の中から法人の業務を執行する理事（業務執行理事）を理事会で選定することができる。  なお、業務執行理事は、法人の代表権を有さない（理事長の職務代理者として法人の対外的な業務を執行することはできず、業務を執行する場合には理事長名で行う）ことに留意する必要がある。  ＜根拠＞法第45条の13第３項、第45条の16第２項 |
| **５　監事** |  |  |  |  |  |
| **⑴定数** |  |  |  |  |  |
| **Ⅰ-5-⑴-1**  **定数** | **① 定款に定める員数が選任されているか。**  **② 定款で定めた員数の３分の１を超える者が**  **欠けたときは遅滞なく補充しているか。**  **③ 欠員が生じていないか。** |  |  |  | ● 監事の員数は、２人以上の数を定款に定め、実際に選任されている必要がある。  ● 定款に定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならない。  ● 監事に定款で定めた員数の３分の１を超えない欠員がある場合は、法令に直接的に明記されているものではないが、監事の役割が十分に発揮できないおそれがあり、法人運営の観点から適当ではないことから、法人において欠員補充のための検討や手続が進められていることが求められる。  ＜根拠＞法第44条第３項、第45条の７第２項による第１項の準用 |
| **⑵選任及び解任** |  |  |  |  |  |
| **Ⅰ-5-⑵-1**  **選任及び解任** | **① 評議員会の決議により選任されているか。**  **② 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は、監事の過半数の同意を得ているか。**  **③ 監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。**  **④ 選任された監事に対し、就任の意思表示を確認しているか。** |  |  |  | ● 監事の選任は評議員会の決議により行うため、評議員会の決議が適切になされている必要がある。  ● 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行  （理事会の構成員として行う行為を含む。）を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保す  るため、在任する監事の過半数の同意を得なければならない。  ● 監事の解任については、評議員会の特別決議により行うため、評議員会の特別決議が適正に行  われている必要がある。  ● 法人と監事との関係は、評議員や理事と同様に、委任に関する規定に従うため、評議員会により選任された者が就任を承諾したことにより、その時点（承諾のときに監事の任期が開始していない場合は任期の開始時）から監事となる。監事の役割の重要性に鑑み、就任の承諾は文書による確認（就任承諾書の徴収等）によって行う必要があり、当該文書は法人において保存される必要がある。  なお、監事の選任の手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱が必ず必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により監事に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。    ＜根拠＞法第38条、第43条第１項、同条第３項により準用される一般法人法第72条第１項、  第45条の４第１項、第45条の９第７項第１号 |
| **Ⅰ-5-⑵-2**  **適格性** | **① 欠格事由を有する者が選任されていない**  **か。**  **② 評議員、理事又は職員を兼ねていないか。**  **③ 監事のうちに、各役員について、特殊の関係にある者が含まれていないか。**  **④ 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の５分の１までとなっているか。**  **⑤ 理事会への欠席が継続するなど、実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。**  **⑥ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していないか。**  **⑦ 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。** |  |  |  | ● 監事は、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っていることから、欠格事由が定めら  れている。  【欠格事由（監事となることができない者）】  ※評議員と同じ。評議員の欠格事由の項目を参照（Ｐ４）。  ● 監事は理事の職務の執行を監査する役割を果たすため、評議員、理事又は職員を兼ねることはできない。  ● 【各役員と特殊の関係にある者の範囲】  ① 配偶者  ② 三親等以内の親族  ③ 厚生労働省令で定める者（規則第２条の11）  ⅰ 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者  ⅱ 当該役員の使用人  ⅲ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者  ⅳ ⅱ又はⅲの配偶者  ⅴ ⅰ～ⅲの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者  ⅵ 当該理事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団  体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人　　　　　　　　　　の監事の総数の３分の１を超える場合に限る。）  ⅶ 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団  体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人　　　　　　　　　　の監事の総数の３分の１を超える場合に限る。）  ⅷ 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該  社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数  の半数を超える場合に限る。）  ⅸ 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社  会福祉法人の監事の総数の３分の１を超える場合に限る。）  ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、  地方独立行政法人、特殊法人、認可法人  ● 社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることか  ら、関係行政庁の職員が役員となることのみをもって不当な関与であるとはいえないが、役員総数の５分の１を超える割合を占める場合は不当な関与であると考えられるため、法により認められていない。    ● 監事の役割の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者が名目的・慣例的に監事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではない。  ● 監事の役割の重要性に鑑みれば、地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に監事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではない。  ● 法人の高い公益性に鑑み、暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持ってはならないもので  あり、評議員や理事と同様に暴力団員等の反社会的勢力者が監事になることはできない。  ＜根拠＞法第44 条第１項により準用される法第40条第１項、第40条第２項、第44条第２項、第７　　　　　　　項、審査基準第３ の１ の（１）、（３）、（４）、（５）、（６） |
| **Ⅰ-5-⑵-3**  **有識者の有無** | **① 社会福祉事業について識見を有する者及び**  **財務管理について識見を有する者が含まれて**  **いるか。** |  |  |  | ● 監事は、監査を行うに当たり、法人の業務及び財産の状況を確認するものであることから、「社会  福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」が含まれている必要  がある。  ＜根拠＞法第44条第５項 |
| **⑶職務・義務** |  |  |  |  |  |
| **Ⅰ-5-⑶-1**  **職務及び義務①** | **① 理事の職務の執行を監査し、計算関係書類、事業報告等の監査報告を作成しているか。**  **② 監事は期限までに特定理事(定めていない場合は計算関係書類等の作成に関する職務を行った理事)に監査報告の内容を通知しているか。** |  |  |  | ● 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならない。毎会計年度の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令に定めるところにより、監事の監査を受けなければならず、計算書類及びその附属明細書（計算関係書類）の監査と、事業報告及びその附属明細書（事業報告等）の監査について、それぞれ監査報告の内容及びその作成等の手続に関する規定が法及び規則に設けられている。※規則第２条の40第２項において財産目録の承認手続についても当該条項が準用される。  計算関係書類の監査については、会計監査人設置法人では、計算関係書類に係る会計監査人  の会計監査報告があることを前提として監事の監査が行われるため、会計監査人設置法人と会計  監査人非設置法人とで監査の内容は異なることとなる。  【計算関係書類についての監査報告の内容及び手続（会計監査人非設置法人）】  ① 監事の監査の方法及びその内容  ② 計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において  適正に表示しているかどうかについての意見  ③ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由  ④ 追記情報  ⅰ 会計方針の変更  ⅱ 重要な偶発事象  ⅲ 重要な後発事象のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係  書類の内容のうち強調する必要がある事項  ⑤ 監査報告を作成した日  ・特定監事（注１）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事（注２）に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。  ① 計算書類の全部を受領した日から４週間を経過した日  ② 計算書類の附属明細書を受領した日から１週間を経過した日  ③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合）  （注１）計算関係書類についての監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定  めていない場合は全ての監事をいう。  （注２）計算関係書類についての監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定め  ていない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事をいう。  【計算関係書類についての監査報告の内容及び手続（会計監査人設置法人）】  ① 監事の監査の方法及びその内容  ② 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会  計監査報告を期限までに受領していない場合はその旨）  ③ 重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）  ④ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項  ⑤ 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由  ⑥ 監査報告を作成した日  ・特定監事（注３）は、次に掲げる日のうちいずれか遅い日までに、特定理事（注４）及び会計監査人  に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。  ① 会計監査報告を受領した日から１週間を経過した日  ② 特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合）  （注３）計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監  事、定めていない場合は全ての監事をいう。  （注４）計算関係書類についての監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定め  ていない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事をいう。  【事業報告等に係る監査報告等の内容】  ① 監事の監査の方法及びその内容  ② 事業報告等が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかに  ついての意見  ③ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大  な事実があったときは、その事実  ④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由  ⑤ 監査に関連する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相  当でないと認めるときは、その旨及びその理由  ⑥ 監査報告を作成した日  ・特定監事（注５）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事（注６）に対し、事業報告等  についての監査報告の内容を通知しなければならない。  ① 事業報告を受領した日から４週間を経過した日  ② 事業報告の附属明細書を受領した日から１週間を経過した日  ③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合）  （注５）事業報告等の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全  ての監事をいう。  （注６）事業報告等の監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない  場合は事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事をいう。  ＜根拠＞法第45条の18第１項、第45条の28第１項及び第２項  規則第２条の26から第２条の28まで、第２条の31、第２条の34から第２条の37まで |
| **Ⅰ-5-⑶-1**  **職務及び義務②** | **① 理事会に２回以上続けて欠席した監事はいないか。また、監事の全員が欠席していないか。** |  |  |  | ● 監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有し、毎年度の監査報告の作成の義務を負うとともに、次の義務を負う。  ① 理事の不正の行為がある若しくは当該行為をするおそれがあると認められる場合、又は法  令、定款違反の事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合は、遅滞なくその旨を理  事会に報告すること。  ② 理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないこと。  ③ 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査すること。  この場合、法令違反等の事実があると認めるときはその調査結果を評議員会に報告すること。  ※監事が理事会に出席し必要に応じて意見を述べることは、理事や理事会の職務の執行に対する牽制を及ぼす観点から重要であることから、法律上の義務とされたものであり、理事会においても監事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行うことが必要である。  ＜根拠＞法第45条の18第３項により準用される一般法人法第100条から第102条まで |
| **６ 理事会** |  |  |  |  |  |
| **⑴審議状況** |  |  |  |  |  |
| **Ⅰ-6-⑴-1**  **審議状況** | **① 理事長（又は定款若しくは理事会で定めた理事）が招集しているか。**  **② 各理事及び各監事に対して、開催の１週間（**  **中７日間）前（これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間前）までに招集の通知をしているか。**  **③ 招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。** |  |  |  | ● 理事会は、各理事（理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事）が招集  することとされている。  ● 理事会を招集する者は、理事会の日の１週間（中７日間）前（これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間前）までに、各理事及び各監事に対してその通知を発出しなければならない。  ● 理事及び監事全員の同意があるときは、招集通知を発出せずに理事会を開催することができる。  ＜根拠＞法第45条の14第１項、同条第９項により準用される一般法人法第94条第１項、第２項 |
| **Ⅰ-6-⑴-2**  **決議** | **① 決議に必要な数の理事が出席し、必要な数**  **の賛成をもって決議が行われているか。**  **② 決議が必要な事項について、決議が行われているか。**  **③ 議案について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。また、そのことを決議の前に確認しているか。**  **④ 理事会で評議員の選任又は解任の決議が**  **行われていないか。**  **⑤ 欠席した理事が書面により議決権を行使していないか。** |  |  |  | ● 理事会の決議は、必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われる必要がある。  法律上、決議に必要な出席者数（定足数）は議決に加わることのできる理事の過半数であり、決議  に必要な賛成数は出席した理事の過半数であるが、定足数及び賛成数は定款の相対的記載事項  であり、定款に過半数を超える割合を定めた場合には、その割合となる。  なお、定款においては、特定の議案に関する決議について、過半数を超える割合とすることを定めることもできる。  ● 次の事項については、理事会の決議を要する。  【理事会の要議決事項】  ①　評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定  ②　理事長及び業務執行理事の選定及び解職  ③　重要な役割を担う職員の選任及び解任  ④　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止  ⑤　内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）  ⑥　競業及び利益相反取引の承認  ⑦　計算書類及び事業報告等の承認  ⑧　役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）  ⑨　役員、会計監査人に対する補償契約及び役員、会計監査人のために締結される保険契約の  　　内容の決定  ⑩その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）  ● 理事会の決議には、決議に特別の利害関係を有する理事が加わることができない。  特別の利害関係とは理事が、その決議について、法人に対する忠実義務を履行することが困難  と認められる利害関係を意味するものであり、「特別の利害関係」がある場合としては、理事の競業  取引（理事が自己又は第三者のために当該法人の事業に属する取引を行うこと）や、利益相反取引（理事が自己又は第三者のために法人と取引を行うこと）の承認、理事の損害賠償責任の一部免除の決議（法人の定款に規定がある場合に限る。）等の場合がある。  ● 理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない。  なお、理事又は理事会が、定款若しくは評議員の選任に関する規程等に基づき、評議員候補者  の推薦を行うことは可能である。  ● 平成28年改正法の施行前は、定款に定めることにより、欠席した理事の書面による議決権の行  使（書面議決）が認められていたが、平成28年改正法の施行後は、理事会における議決は対面（テ  レビ会議等によることを含む。）により行うこととされており、書面議決の方法によることはできない。  ＜根拠＞法第45条の14第４項、第５項 |
| **Ⅰ-6-⑴-3**  **権限の委任** | **① 理事に委任できない事項が理事に委任され**  **ていないか。**    **② 理事に委任される範囲が明確になっているか。** |  |  |  | ● 理事会の権限である法人の業務執行の決定を、理事長等に委任することはできるが、法人運営に関する重要事項及び理事（特に理事長や業務執行理事）の職務の執行の監督に必要な事項等については、理事会で決定されなければならず、理事長等にその権限を委任することはできない。  【理事に委任できない事項】  ①　重要な財産の処分及び譲受け  ②　多額の借財  ③　重要な役割を担う職員の選任及び解任  ④　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止  ⑤　内部管理体制の整備  ⑥　役員等の損害賠償責任の一部免除  ● 理事に委任することができない上記事項のうち、①「重要」な財産、②「多額」の借財、③「重要な役割」を担う職員、④「重要な組織」の範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものであるが、理事に委任されている範囲を明確にするため、金額、役職又は役割、組織が行う業務等を具体的に決定すべきである。  ＜根拠＞法第45条の13第４項 |
| **Ⅰ-6-⑴-4**  **職務執行状況** | **① 実際に開催された理事会において、必要な回数以上、職務執行状況の報告がされているか。** |  |  |  | ● 理事長及び業務執行理事は、実際に開催された理事会において、３か月に１回以上職務の執行  状況についての報告をする。  なお、この報告の回数は定款の相対的記載事項であり、毎会計年度に４か月を超える間隔で２回  以上とすることができる。  ＜根拠＞法第45条の16第３項 |
| **（2）記録** |  |  |  |  |  |
| **Ⅰ-6-⑵-1**  **記録** | **① 法令で定められた事項を記載した議事録が作成されているか。**  **② 議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人の署名又は記名押印がされているか。**  **③ 議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置（電子署名等）をしているか。**  **④ 議事録を主たる事務所に10年間備え置いているか**  **⑤ 理事会の決議を省略した場合、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録を徴しているか。**  **⑥ 理事会の決議を省略した場合、理事全員の同意の意思表示の書面等を主たる事務所に10年間備え置いているか。** |  |  |  | ● 理事会は、法人の業務執行の決定等を行う重要な機関であり、その決議の内容については、適切に記録される必要があるため、法令により議事録の内容及び作成手続が定められている。  【理事会の議事録の記載事項】  ① 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理  事会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。）  ② 理事会が次に掲げるいずれかに該当するときは、その旨  ⅰ 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの  ⅱ 招集権者以外の理事が招集したもの  ⅲ 監事が招集を請求したことにより招集されたもの  ⅳ 監事が招集したもの  ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果  ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名  ⑤ 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は  発言の内容の概要  ⅰ 競業又は利益相反取引を行った理事による報告  ⅱ 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若  しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告  ⅲ 理事会において、監事が必要があると認めた場合に行う監事の意見  ⅳ 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事による報告  ⑥ 理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合の、理事長以外の出席した理事の  氏名  ⑦ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称（監査法人の場合）  ⑧ 議長の氏名（議長が存する場合）  【理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合の記載事項】  ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容  ② ①の事項の提案をした理事の氏名  ③ 理事会の決議があったものとみなされた日  ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名  【理事、監事及び会計監査人が、理事会への報告を要しないこととされた場合の記載事項】  ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容  ② 理事会への報告を要しないものとされた日  ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名  ● 議事録については、その真正性を確保するため、出席者の署名又は記名押印に関する規定が設けられている。法律上、出席した理事及び監事全員の署名又は記名押印が必要とされているが、議事録署名人の範囲は定款の相対的記載事項であり、定款に定めることにより、理事については全員ではなく、理事長のみの署名又は記名押印で足りることとなる。  ● 議事録は、書面又は電磁的記録により作成するが、電磁的記録により作成する場合には、署名又は記名押印の代わりに電子署名をすることが必要である。  ● 理事会は、法人の業務執行の決定等の法人運営に関する重要な決定を行うものであり、評議員や債権者が閲覧等を行えるようにするため、議事録については、理事会の日から10年間、書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置く必要がある。  ● 理事会の議案について、理事全員の事前の同意の意思表示がある場合には理事会の議決を省略することは認められているため、定款において決議の省略の定めがある場合には、理事の全員の事前の同意の意思表示により、当該議案について理事会の決議があったとみなされる。また、当該提案について監事が異議を述べたときは、決議要件を満たさないため、監事からも事前に同意の書面を徴収することが望ましい。  ● 理事会の議決を省略した場合には、理事全員の同意の意思表示を記載若しくは記録した書面又は電磁的記録を、理事会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置く必要がある。  ＜根拠＞法第45条の14第６項、第７項、第45条の15第１項 |
| **Ⅰ-6-⑶-1**  **債務の状況** | **① 借入（多額の借財に限る。）は、理事会の決議を受けて行われているか。** |  |  |  | ● 多額の借財については、法人の経営に影響を与えるおそれがあるため、理事会が理事長等の理事に委任することができないこととされており、これに該当する場合は、理事会の議決がなければ行うことができない。多額の借財の範囲は、理事会が理事長等の理事に委任する範囲として、専決規程（注）等において明確に定めるべきものである。  （注）定款例第24条においては、「日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する」とされており、法人において定款にこの規定を設ける場合には、「理事会が定めるもの」として専決規程等の規程を定めることとなる。なお、理事会において、専決規程等、理事に委任する範囲を定めない場合には、全ての借入れについて理事会の決議が必要となる。  ＜根拠＞第45条の13第４項第２号 |
| **７ 会計監査人** | **※この項目は特定社会福祉法人又は定款で会計監査人の設置を定めている法人が対象となりますので、それ以外の法人は非該当としてください。** |  |  |  |  |
| **Ⅰ-7-1**  **設置** | **① 特定社会福祉法人においては、会計監査人の設置を定款に定めているか。**  **② 会計監査人の設置を定款に定めた法人においては、会計監査人を設置しているか。**  **③ 会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。** |  |  |  | ● 法人の経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化の観点から、特定社会福祉法人は会計  監査人の設置が義務付けられており、定款に会計監査人の設置について定めなければならない。  ● 法人は定款の定めによって、会計監査人を設置することができる。定款に会計監査人を設置する  ことを定めた法人（会計監査人設置法人）は、会計監査人を設置しなければならない。  ● 会計監査人は、いつでも会計帳簿の閲覧等や法人の理事又は職員に対して会計に関する報告  を求めることができ、その職務を行うために必要があるときは、法人の業務及び財産の状況を調査  することができるように、決算時に計算関係書類の監査を行うだけでなく、会計年度を通じて、法人  の計算関係書類の信頼性の確保のために必要な対応を行うものであることから、会計監査人設置  法人は、会計監査人が欠けた場合には、遅滞なく会計監査人を選任すべきである。  ＜根拠＞法第36条第２項、第37条、令第13条の３、（参考）法第45条の６第３項 |
| **Ⅰ-7-2**  **選任** | **① 評議員会の決議により適切に選任等がされているか。** |  |  |  | ● 会計監査人の設置を定款に定めた法人は、会計監査人として、公認会計士又は監査法人を評  議員会において選任する。  ＜根拠＞法第43条第１項、同条第３項により準用される一般法人法第73条第１項 |
| **Ⅰ-7-3**  **監査報告** | **① 法令に定めるところにより会計監査報告を**  **作成しているか。**  **② 財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。**  **③ 期限までに特定監事及び特定理事に会計監査報告の内容を通知しているか。** |  |  |  | ● 会計監査人は、法人の計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を監査し、  会計監査報告を作成する。  ● 【会計監査報告の記載事項】  ①　会計監査人の監査の方法及びその内容  ②　監査意見  （ⅰ）無限定適正意見、（ⅱ）除外事項を付した限定付適正意見、（ⅲ）不適正意見、  （ⅳ）意見不表明  ③ 追記情報  （ⅰ）継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項、（ⅱ）会計方針の変更、  （ⅲ）重要な偶発事象（ⅳ）重要な後発事象  ④ 会計監査報告を作成した日  ● 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事（※１）及び特定理事（※２）に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。  　　①　計算書類の全部を受領した日から４週間を経過した日  　　②　計算書類の附属明細書を受領した日から１週間を経過した日  　　③　特定理事、特定監事及び会計監査人が合意により定めた日（合意がある場合）  　（※１）会計監査報告の通知を受ける監事を定めたときはその監事、定めない場合は全ての監事。  　（※２）会計監査報告の通知を受ける理事を定めたときはその理事、定めない場合は計算関係書  類の作成に関する職務を行った理事。  ＜根拠＞法第45条の19第１項、第２項 |
| **８ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬** |  |  |  |  |  |
| **⑴報酬** |  |  |  |  |  |
| **Ⅰ-8-⑴-1**  **評議員報酬等** | **① 評議員の報酬等の額が定款で定められているか。** |  |  |  | ● 評議員の報酬等の額は定款に定める必要があり、無報酬とする場合には、その旨を定款で定め  る必要がある。また、評議員の報酬等の支給基準を定めるが、定款と別に支給基準を定め、評議員会の承認を得たことにより、定款の定めが不要とはなるわけではないことに留意する必要がある。  ＜根拠＞法第45条の８第４項により準用される一般法人法第196条 |
| **Ⅰ-8-⑴-2**  **理事報酬等** | **① 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。** |  |  |  | ● 理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める  ことになる。なお、理事の報酬等について、定款にその額を定めていない場合であって、その報酬について無報酬とする場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要がある。  ＜根拠＞法第45条の16第４項により準用される一般法人法第89条 |
| **Ⅰ-8-⑴-3**  **監事報酬等** | **① 監事の報酬等が定款又は評議員会の決議**  **によって定められているか。**  **② 定款又は評議員会の決議によって監事の**  **報酬総額のみが決定されているときは、その**  **具体的な配分は、監事の協議によって定めら**  **れているか。** |  |  |  | ● 監事の報酬等の額は、理事の報酬等と同様に、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めることになる。なお、監事の報酬等について定款にその額を定めていない場合で、無報酬である場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要がある。  ● 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な  配分は、監事の協議により定める。この監事の協議は全員一致の決定による必要がある。  （注）監事の報酬等の支給基準が評議員会の承認を受けて定められている場合には、監事の報酬等の具体的な配分について評議員会の決議があったものとして、改めて監事の協議により、具体的な配分を決定する必要はない。  ＜根拠＞法第45条の18第３項により準用される一般法人法第105条第１項、第２項 |
| **Ⅰ-8-⑴-4**  **会計監査人報酬等** | **※この項目は特定社会福祉法人又は定款で会計監査人の設置を定めている法人が対象となりますので、それ以外の法人は非該当としてください。**  **① 会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。** |  |  |  | ● 会計監査人の報酬等については、評議員や役員と異なり、法令上定款又は評議員会の決議で  定めることとはされておらず、法人の業務執行に関するものとして、監事の過半数の同意を得て、理  事会又は理事会から委任を受けた理事が定めることとなる。  ＜根拠＞法第45条の19第６項により準用される一般法人法第110条 |
| **⑵報酬等支給基準** |  |  |  |  |  |
| **Ⅰ-8-⑵-1**  **支給基準①** | **① 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、法令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。**  **② 報酬等の支給基準は、民間事業者の役員の報酬等の事情を考慮した検討を行ったか。** |  |  |  | ● 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならず、また、支給基準については、評議員会の承認を受けなければならない。  【支給基準の内容】  ①役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分  役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分としては、常勤・非常勤別に報酬を定めることが考え  られる。  ②報酬等の金額の算定方法  報酬等の金額の算定方法については、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、ど  のような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設  定することが考えられる。  ③支給の方法  支給の方法については、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月又は各年のいつ頃か）や支  給の手段（銀行振込か現金支給か）等が考えられる。  ④支給の形態  支給の形態については、現金・現物の別等を記載する。  ただし、報酬額につき金額の記載しかないなど、金銭支給であることが客観的に明らかな場合  は、「現金」等である旨の記載は特段なくても差し支えない。  ● 役員等の報酬等の支給基準が「不当に高額」でないことについては、法人に説明責任があるため、支給基準が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した上で定めたものであることについて、どのような検討を行ったかを含め、具体的に説明できることが求められる。  ＜根拠＞法第45条の35第１項、第２項、規則第２条の42 |
| **Ⅰ-8-⑵-1**  **支給基準②** | **② 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準を公表しているか。** |  |  |  | ● 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準については、法人の透明性を確保するため、評議員会の承認を受けたときは、公表することが義務付けられている。公表の方法については、インターネットの利用（原則として、法人又は法人が加入する団体のホームページ）により行うが、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用した届出を行い、行政機関等がその内容を公表した場合には、法人が公表したものとみなす。  ＜根拠＞法第59条の２第１項第２号、規則第10条 |
| **⑶報酬の支給** |  |  |  |  |  |
| **Ⅰ-8-⑶-1**  **報酬の支給** | **① 評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。**  **② 役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。** |  |  |  | ● 評議員の報酬等については、定款で定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給される必要がある。  ● 役員の報酬等については、定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬の支給基準に従って支給される必要がある。  ＜根拠＞法第45条の８第４項により準用される一般法人法第196条、第45条の16第４項により準用される一般法人法第89条、第45条の18第３項により準用される一般法人法第105条第１項、第45条の35第１項、第２項、規則第２条の42 |
| **⑷報酬等の**  **総額の公表** |  |  |  |  |  |
| **Ⅰ-8-⑷-1**  **報酬等総額の公表** | **① 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等**  **の総額について、現況報告書に記載の上、公**  **表しているか。** |  |  |  | ● 法人運営の透明性を確保する観点から、役員及び評議員の報酬等については、理事、監事及び評議員の区分毎にその総額を現況報告書に記載の上、公表する。公表の方法については、インターネットの利用により行うこととされているが、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用した届出を行い、行政機関等がその内容を公表した場合には、法人が公表したものとみなす。  理事の報酬等の総額については、職員を兼務しており、職員給与を受けている者がいる場合は、その職員給与も含めて公表する。ただし、職員給与を受けている理事が１人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与を受けている理事がいる旨を明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事の報酬等の総額として公表することとして差し支えない。  ＜根拠＞法第59条の２第１項第３号、規則第２条の41、第10条 |
| **Ⅱ事業** |  |  |  |  |  |
| **１ 事業一般** |  |  |  |  |  |
| **Ⅱ-1-1**  **事業の実施** | **① 定款に定めている事業が実施されているか。また、定款に定めていない事業は実施されていないか。** |  |  |  | ● 法人の行う事業の種類は定款の必要的記載事項であり、法人の公益性を踏まえると、定款には行う事業を正確に定める必要がある。このため、法人が新たな種類の事業を開始する場合や既存の種類の事業を廃止する場合には、定款を変更する必要がある。  ＜根拠＞法第31条第１項 |
| **Ⅱ-1-2**  **地域における公益的な取組** | **① 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めているか。** |  |  |  | ● 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、税制上の優遇措置や公費による事業費の補助等を受ける公益性の高い法人であることから、社会情勢が変化していく中で、既存の社会保障制度等では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握するとともに、これに積極的に対応していくことが求められている。こうした背景を踏まえ、法人本来の役割として、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。  ＜根拠＞法第24条第２項 |
| **２ 社会福祉事業** |  |  |  |  |  |
| **Ⅱ-2-1**  **事業の実施** | **① 社会福祉事業は、当該法人の事業のうち主たる地位を占めているか。**  **② 社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない使途に充てていないか。** |  |  |  | ● 法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであることから、社会福祉事業の事業規模が法人の行う全事業のうち50％を超える地位を占めることが必要である。この判断は原則、事業活動内訳表のサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率による。  ● 法人の行う社会福祉事業に支障のない範囲であれば、公益事業又は収益事業を行うことができる。公益事業及び収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にあり、原則として、社会福祉事業の収入を公益事業又は収益事業に充てることはできないものと解される。  ＜根拠＞法第22条、第26条第１項、審査基準第１の１の（１） |
| **Ⅱ-2-2**  **資産** | **① 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。** |  |  |  | ● 法人は、社会福祉事業の主たる担い手として当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、確固とした経営基盤を有していることが必要であり、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えておかなければならない。  そのため、原則として、法人は、社会福祉事業を行うために直接必要である全ての物件について、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを要する。  ＜根拠＞法第25条、審査基準第２の１、２の（１） |
| **３ 公益事業** |  |  |  |  |  |
| **Ⅱ-3-1**  **事業の実施** | **① 公益事業は社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。**  **② 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。**  **③ 公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。** |  |  |  | ● 法人は、その社会福祉事業に支障がない限り、公益事業を行うことができる。また、公益事業は、社会福祉と関係があり、公益性があるものである必要がある。  ● 法人は社会福祉事業を行うことを目的とするものであることから、公益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来すこととなってはならない。  ● 公益事業は社会福祉事業に対して従たる地位になければならず、原則として、その事業規模が社会福祉事業の規模を超えてはならない。この判断は原則、事業活動内訳表のサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率による。  ＜根拠＞法第26条 |
| **４ 収益事業** |  |  |  |  |  |
| **Ⅱ-4-1**  **事業の実施** | **① 収益事業の収益は、社会福祉事業又は特定公益事業の経営に充てられているか。**  **② 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。** |  |  |  | ● 法人はその経営する社会福祉事業に支障がない限り、収益を社会福祉事業又は令第13条各号に掲げる公益事業（特定公益事業）の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができる。  ● 収益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来す場合には、収益事業を行う目的に反することとなり、この場合、所轄庁は、その収益事業の停止を命ずることができる。  ＜根拠＞法第26条 |
| **Ⅱ-4-2**  **事業の妥当性** | **① 収益事業の事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。**  **② 法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか。**  **③ 収益事業は、法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか。** |  |  |  | ● 法人は社会福祉事業を行うことを目的とするものであることから、その経営する収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にある必要があり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を経営することは認められない。この判断は原則、事業活動内訳表のサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率による。  ● 次のような事業は、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるため、行うことができない。  ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特　　　　殊営業及び特定遊興飲食店営業  ② 高利な融資事業  ③ ①又は②の事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業  ● 次のような場合は、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがある。  ① 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合  ② 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合  ＜根拠＞審査基準第１の３の（２）、（４）、（５）、審査要領第１の３の（２）、（３） |
| **Ⅲ管理** |  |  |  |  |  |
| **１ 人事管理** |  |  |  |  |  |
| **Ⅲ-1-1**  **人事管理** | **① 重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか。**  **② 職員の任免は適正な手続により行われているか。** |  |  |  | ● 施設長等の「重要な役割を担う職員」の選任及び解任については、法人の事業運営への影響が大きいことから、その決定を理事長等に委任することはできず、理事会の決議により決定される必要がある。この「重要な役割を担う職員」の範囲については、定款又はその他の規程等において明確に定めておくべきである。  ● 職員の任免は、理事会で定める規程あるいは個別の決議により、その決定を理事長等に委ねることができる。  また、職員の任免の方法については、その手続等について規程等で明確に定めておくべきである。  ＜根拠＞法第45条の13第４項第３号 |
| **２ 資産管理** |  |  |  |  |  |
| **⑴基本財産** |  |  |  |  |  |
| **Ⅲ-2-⑴-1**  **基本財産** | **① 社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有し、所有権の登記がなされているか。**  **② 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。また、所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。**  **③ 基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。** |  |  |  | ● 法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、原則として、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有し、その権利の保全のために登記をしていること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要である。  ● 社会福祉施設を経営する事業を目的として定款に定めている法人にとって、その所有する社会福祉施設の用に供する不動産は、当該事業の実施のために必要不可欠なものであり、法人存立の基礎となるものであることから、基本財産として、その全ての物件について定款に定めるとともに、その処分又は担保提供を行う際には、所轄庁の承認を受けることを定款に明記しておくが必要がある。  ※独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合、独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）及び社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合（貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出ることが必要）に、当該基本財産について所轄庁の承認を不要とする旨を定款に定めた場合は、所轄庁の承認は不要。  ● 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、以下のような財産又は方法で管理運用することは、適当ではない。  ① 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）  ② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）  ③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）  ④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）  ＜根拠＞法第25条、審査基準第２の１の（１） |
| **⑵基本財産以外の財産** |  |  |  |  |  |
| **Ⅲ-2-⑵-1**  **基本財産以外の財産** | **① 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用は適切に行われているか。**  **② その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていないか。**  **③ 基本財産以外の資金を元本が確実に回収できるもの以外の方法で運用を行う場合には、管理規程・管理運用体制を整備しているか。** |  |  |  | ● 法人の基本財産については、法人存立の基礎となるものとして厳格な管理が求められるが、基本  財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっても、法  人の高い公益性、非営利性に鑑みると法人の裁量が無限定に認められるものと解すべきではなく、  安全、確実な方法で行われることが望ましい。  ● その他財産のうち、社会福祉事業の存続要件となっているものは、その財産が欠けることにより法  人の目的である社会福祉事業の継続に支障を来すこととなるため、当該財産の管理が適正にされ、  その処分がみだりに行われてはならない。  ● 社会福祉事業の存続要件となっている財産の管理や処分について、法人において、管理運用体制（法人の財産全体の管理運用体制に包含されるものでも差し支えない。）の整備を図るべきである。  ＜根拠＞審査基準第２の２の（２）、第２の３の（２） |
| **⑶株式保有** |  |  |  |  |  |
| **Ⅲ-2-⑶-1**  **株式保有** | **① 株式の保有が法令上認められるものであるか。**  **② 株式を保有する場合、特定の営利企業の全株式の２分の１を超えて保有していないか。**  **③ 株式保有等を行っている場合（全株式の20％以上を保有している場合に限る。）に、所轄庁に必要書類の提出をしているか。** |  |  |  | ● 株式の保有は、原則として、次に掲げる①～③の場合に限られる。  ① 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にする  ため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限  る。  ② 基本財産として寄附された場合（設立後に寄附されたものも含む。）  ③ 未公開株のうち次の要件を満たすもの  ・ 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること  ・ 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画  していること  ・ 未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士  又は税理士による確認を受けていること  ※次の通知の対象となる社会福祉施設の運営費や委託費の管理運用においては、株式投資が認められていないことに留意すること。  ・ 「社会福祉施設が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」  ・ 「子ども・子育て支援法附則第６条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等につい  て」  ● 株式の保有が認められる場合であっても、法人の非営利性の担保の観点から、法人が営利企業を実質的に支配することがないよう、営利企業の全株式の２分の１を超えて保有してはならない。  ● 法人が株式保有等を行っている場合であって、特定の営利企業の全株式の20％以上を保有している場合については、法人は、法第59の規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要としての書類を所轄庁に提出する必要がある。  ＜根拠＞審査基準第２の３の（２）、審査要領第２の（８）から（11）まで |
| **⑷不動産の借用** |  |  |  |  |  |
| **Ⅲ-2-⑷-1**  **不動産の借用** | **① 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。**  **② 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされているか。(登記が不要な場合を除く。)** |  |  |  | ● 法人は、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について、原則として、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが求められる。  ● 都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない。  また、一定の要件を満たすことにより、都市部等の地域以外においても、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められているが、この場合も、一定期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない。  ただし、通所施設について、一定の要件を満たす場合は、地上権又は賃借権の登記を要さない場合がある。  ＜根拠＞審査基準第２の１の（１）、（２）のエ、オ、キ |
| **３ 会計管理** |  |  |  |  |  |
| **⑴会計の原則** |  |  |  |  |  |
| **Ⅲ-3-⑴-1**  **会計帳簿等** | **① 会計帳簿、計算関係書類及び財産目録を作成しているか。** |  |  |  | ● 法人は、会計省令、運用上の取扱い及び留意事項（以下、会計基準）に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録を作成しなければならない。また、会計基準においては、基準が示されていない場合には、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない。なお、会計基準は、法人が行う全ての事業に関する会計に適用される。  ＜根拠＞会計省令第１条第１項 |
| **Ⅲ-3-⑵-1**  **経理規程** | **① 経理規程を定めているか。**  **② 経理規程は法令または通知に準拠する内容となっているか。**  **③ 経理規程は定款に定める手続により決定されているか。**  **④ 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われているか。** |  |  |  | ● 法人は、会計省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。  ● 経理規程は、法令等及び定款に定めるものの他、法人が会計処理を行うために必要な事項（予  算・決算の手続、会計帳簿の整備、会計処理の体制及び手続、資産及び負債の管理や評価、契約  に関する事項等）について定めるものである。  ● 経理規程は、法人における会計面の業務執行に関する基本的な取扱いを定めるものとして、法人の定款において、経理規程を定める旨及びその策定に関する手続等について定めておくべきものである。  ● 経理規程に定める事務処理を行うために必要な細則等を定めるとともに、経理規程やその細則等を遵守することが求められる。  ＜根拠＞留意事項１の（４） |
| **Ⅲ-3-⑵-2**  **管理運営体制** | **① 経理規程等において、会計責任者の設置など、予算執行及び資金等の管理に関する体制を定めているか。**  **② 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配意しているか。** |  |  |  | ● 法人における管理運営体制を明確にするため、経理規程等に定めるところにより、会計責任者を理事長が任命することや、会計責任者又は理事長の任命する出納職員に取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行わせることなどを明確化すべきである。  ● 法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ会計責任者等の運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保するとともに、会計責任者と出納職員との兼務を避けるなどの内部牽制に配意した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めるべきである。  ＜根拠＞留意事項１の（１）、（２） |
| **⑶会計処理** |  |  |  |  |  |
| **Ⅲ-3-⑶-1**  **事業区分等** | **① 事業区分について、適正に区分されているか。**  **② 拠点区分について、適正に区分されているか。** |  |  |  | ● 法人は社会福祉事業を行うことを目的とする法人であり、収益事業と社会福祉事業及び公益事業は区分して会計管理を行われなければならない。  ● 法人が行う事業については、会計管理の実態を勘案して、予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所に関しては、これらを一つの拠点とする拠点区分を設け、計算書類を作成することとされている。各拠点区分については、その実施する事業が社会福祉事業、公益事業及び収益事業のいずれであるかにより、属する事業区分を決定する。社会福祉事業と公益事業及び収益事業は、別の拠点区分とすることが原則であるが、社会福祉事業と一体的に実施されている公益事業については、当該社会福祉事業と同一の拠点区分とすることができる。  ＜根拠＞会計省令第10条第１項、運用上の取扱い２、留意事項４ |
| **Ⅲ-3-⑶-1**  **サービス区分** | **① 拠点区分について、設けるべきサービス区**  **分が設けられているか。** |  |  |  | ● 拠点において、複数の事業を実施する場合等であって、法令等の要請によりそれぞれの事業ごとの事業活動状況又は資金収支状況の把握が必要な場合には、事業の内容に応じて区分するために、サービス区分（注）を設けなければならない。  （注）サービス区分の設定については、次のような事例がある。  ① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分  ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準における会計の区分  ③ 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準における会計の区分  ④ ①から③以外の事業については、法人の定款に定める事業ごとの区分  ＜根拠＞会計省令第10条第２項、運用上の取扱い３、留意事項５ |
| **Ⅲ-3-⑶-2**  **会計処理の基本的取扱い** | **① 借入金、補助金、寄附金はその目的に応じて帰属する拠点区分を決定し、適切な勘定科目に計上されているか。**  **② 共通支出（費用）については、どのような配分方法を用いたか分かるように記録したうえで、その配分方法に従って適切に処理されているか。**  **③ 事業区分間、拠点区分間における内部取引は、計算書類各号第２～４様式において相殺消去されているか。**  **④ サービス区分間取引により生じる内部取引高は、拠点区分資金収支明細書（別紙３（⑩））及び拠点区分事業活動明細書（別紙３（⑪））において相殺消去されているか。**  **④ 貸借対照表上、未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産又は流動負債に表示されているか。**  **⑤ 貸借対照表上、貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、適切な勘定科目に表示されているか。** |  |  |  | ● 借入金、補助金、寄附金はその目的に応じて帰属する拠点区分を決定し、適切な勘定科目に計上する。  ● 共通支出（費用）については、留意事項のとおり、例えば、人件費であれば勤務時間割合等、建物であれば延床面積等によって配分することとされており、法人において、どのような配分方法を用いたか分かるように記録したうえで、その配分方法に従って適切に処理する。  ● 事業区分間及び拠点区分間における内部取引については、計算書類各号第２～４様式において相殺消去することとされており、法人単位の計算書類（各号第１様式）において、全ての内部取引が相殺消去されている。  ● サービス区分間取引により生じる内部取引高は、拠点区分資金収支明細書（別紙３（⑩））及び拠点区分事業活動明細書（別紙３（⑪））において相殺消去するものとする。  ● 貸借対照表上、未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産又は流動負債に表示する。  ● 貸借対照表上、貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して１年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に、入金又は支払の期限が１年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に表示する。  ＜根拠＞会計省令第11条、第14条第２項、第20 条第２項、運用上の取扱い６、留意事項８、　　　　　　９、10 |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **計算書類** | **①　作成すべき計算書類が作成されているか。** |  |  |  | ● 会計基準においては、計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けなければならず、法人は、計算書類として、法人全体、事業区分別及び拠点区分別の貸借対照表、資金収支計算書並びに事業活動計算書を作成しなければならない。なお、法人が行う事業により、内容が重複するものとなる場合は省略できることが定められている。  作成すべき計算書類は次のとおり。  ① 貸借対照表  イ 法人単位貸借対照表  ロ 貸借対照表内訳表（事業区分が社会福祉事業のみの法人は省略可能）  ハ 事業区分貸借対照表内訳表（事業区分に拠点区分が一つである場合は当該事業区分に  つき省略可能）  ニ 拠点区分貸借対照表  ② 資金収支計算書  イ 法人単位資金収支計算書  ロ 資金収支計算書内訳表（事業区分が社会福祉事業のみの法人は省略可能）  ハ 事業区分資金収支計算書内訳表（事業区分に拠点区分が一つである場合は当該事業区  分につき省略可能）  ニ 拠点区分資金収支計算書  ③ 事業活動計算書  イ 法人単位事業活動計算書  ロ 事業活動計算書内訳表（事業区分が社会福祉事業のみの法人は省略可能）  ハ 事業区分事業活動計算書内訳表（事業区分に拠点区分が一つである場合は当該事業区  分につき省略可能）  ニ 拠点区分事業活動計算書  ＜根拠＞会計省令第７条の２、留意事項７ |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **資金収支計算書①** | **① 資金収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表の当年度末支払資金残高が一致しているか。**  **② 前期末支払資金残高が貸借対照表の前年度末支払資金残高と一致しているか。** |  |  |  | ● 資金収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表の当年度末支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、１年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）は一致する。  ● 資金収支計算書の前期末支払資金残高は貸借対照表の前年度末支払資金残高と一致する。  ＜根拠＞会計省令第13条、運用上の取扱い５、留意事項２の⑴ |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **資金収支計算書②** | **① 資金収支計算書の様式が会計基準に則しているか。** |  |  |  | 大区分のみを記載するが、必要のない勘定科目は省略可。ただし、追加・修正は不可。  ● 資金収支計算書  イ 法人単位資金収支計算書  ロ 資金収支内訳表  ハ 事業区分資金収支内訳表  小区分までを記載し、必要のない勘定科目の省略可。中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加可。小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けることが可。  ニ 拠点区分資金収支計算書・・・・・・  ＜根拠＞会計省令第１号第１様式から第４様式まで |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **資金収支予算書①** | **① 資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続により編成されているか。** |  |  |  | ● 資金収支予算書の作成に関する手続きは法定されていないが、収入支出予算の編成は法人の運営に関する重要事項であり、定款において、その作成及び承認に関して定めておくべきである。  ・定款例第31条第１項では、予算は理事長が作成し、  （例１）理事会の承認  （例２）理事会の決議を経て、評議員会の承認  を受けなければならないとしている。  ＜根拠＞留意事項２の（１）、（２） |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **資金収支予算書②** | **① 補正予算の編成が必要と認められる軽微な範囲とは言えない乖離について、補正予算を編成しているか。**  **② 補正予算の編成は、定款・経理規程等に定める手続きにより行っているか。** |  |  |  | ● 法人は、予算の執行に当たって、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。  ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。  ● 理事長等法人の業務執行を行う理事は、予算の執行に当たっては、定款や経理規程に基づいて決定・承認された範囲内で権限及び責任を有するものであり、理事長等の権限及び責任の範囲について明確にするため、当初予算を変更し、補正予算を編成する場合の手続については、法人の定款、経理規程等において、定めておくべきものである。定款例第31条第１項は、予算の変更は作成と同様の手続を経ることとしている。  ＜根拠＞留意事項２の（２） |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **事業活動計算書①** | **① 事業活動計算書の次期繰越活動増減差額と貸借対照表の次期繰越活動増減差額は一致しているか。**  **② 事業活動計算書の当期活動増減差額と貸借対照表の「（うち当期活動増減差額）」が一致しているか。** |  |  |  | ● 事業活動計算書の次期繰越活動増減差額と貸借対照表の次期繰越活動増減差額は一致する。  ● 事業活動計算書の当期活動増減差額と貸借対照表の「（うち当期活動増減差額）」は一致する。  ＜根拠＞会計省令第１条第２項 |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **事業活動計算書②** | **① 事業活動計算書の様式が会計基準に則しているか。** |  |  |  | ● 事業活動計算書  イ 法人単位事業活動計算書  大区分のみを記載するが、必要のない勘定科目は省略可。ただし、追加・修正は不可。  ロ 事業活動内訳表  ハ 事業区分事業活動内訳表  ニ 拠点区分資金収支計算書・・・・・・  小区分までを記載し、必要のない勘定科目の省略可。中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加可。小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けることが可。  ＜根拠＞会計省令第２号第１様式から第４様式まで |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **収益及び費用** | **① 収益及び費用は適切な会計期間に計上されているか。** |  |  |  | ● 収益は、原則として、物品の販売又はサービスの提供等を行い、かつこれに対する現金及び預金、未収金等を取得したときに計上され（実現主義）、費用は原則として費用の発生原因となる取引が発生したとき又はサービスの提供を受けたときに計上する（発生主義）。  ＜根拠＞会計省令第１条第２項、第２条第４号、運用上の取扱い１ |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **寄附金①** | **①　経常経費に対する寄附物品は、取得時の時価により、経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益に計上されているか。**  **②　土地などの支払資金の増減に影響しない寄附物品は、取得時の時価により、事業活動計算書の固定資産受贈額として計上され、資金収支計算書には計上されていないか。**  **③　共同募金からの配分金は、その配分金の内容に基づき適切な勘定科目に計上され、このうち基本金又は国庫補助金等特別積立金に組み入れるべきものは適切に組み入れられているか。**  **④　寄附金申込書、寄附金領収書（控）、寄附金台帳の記録は全て対応しているか。** |  |  |  | ● 経常経費に対する寄附物品は、取得時の時価により、経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益に計上する。  ● 土地などの支払い資金の増減に影響しない寄附物品は、取得時の時価により、事業活動計算書の固定資産受贈額として計上し、資金収支計算書には計上しないものとする。  ● 共同募金からの配分金は、その配分金の内容に基づき適切な勘定科目に計上し、このうち基本金又は国庫補助金等特別積立金に組み入れるべきものは適切に組み入れる。  ● 寄附金及び寄附物品を収受した場合においては、寄附者から寄附申込書を受けることとし、寄附金収益明細書を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載することとする。  ＜根拠＞留意事項９（２） |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **貸借対照表①** | **① 貸借対照表の純資産の部と財産目録の差引純資産は一致しているか。**  **② 貸借対照表の様式が会計基準に則しているか。** |  |  |  | ● 財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同一とする。  ● 貸借対照表  イ 法人単位貸借対照表  中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略可能。中区分についてやむを得ない場合、勘定科目の追加可能。  ロ 貸借対照表内訳表  ハ 事業区分貸借対照表内訳表  ニ 拠点区分貸借対照表  ＜根拠＞会計省令第33 条、会計省令第３号第１様式から第４様式まで |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **貸借対照表②** | **①　資産は実在しているか。** |  |  |  | ● 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示することとされており、計算書類及び財産目録に計上している資産が実在していることが重要である。  ＜根拠＞会計省令第２条第１号 |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **資産の評価①** | **① 資産を取得した場合、原則として取得価額を付しているか。** |  |  |  | ● 会計基準において、資産を取得した場合の評価は次のとおり行う。  ・ 原則として会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。なお、取得価額には、資産を  取得した際に要した手数料等の付随費用も含む。  ・ 通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取  得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもって行う。  ・ 交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行う。  ＜根拠＞会計省令第４条第１項、運用上の取扱い14 |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **資産の評価②** | **② 有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか。** |  |  |  | ● 減価償却は、各年度末における各資産の価額を表示するため、建物、構築物及び車輌運搬具等の使用又は時の経過により価値が減少するもので、耐用年数が１年以上、かつ、原則として１個若しくは１組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を対象として、原則として資産ごとに行う。  なお、土地など減価が生じない資産については、減価償却を行わない。  ＜根拠＞会計省令第４条第２項、運用上の取扱い16、留意事項17 |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **資産の評価③** | **③ 資産について時価評価を適正に行っている**  **か。** |  |  |  | ● 法人の資産を適正に表示するため、会計年度の末日における時価がその時の取得価額より著し  く低い資産については、当該資産の時価がその時の取得価額まで回復すると認められる場合を除き、時価を付す（時価評価を行う）必要がある。  ＜根拠＞会計省令第４条第３項、運用上の取扱い17、留意事項22 |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **資産の評価④** | **④ 有価証券の価額について適正に評価してい**  **るか。** |  |  |  | ● 有価証券の評価については、満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債  券をいう。）以外の有価証券のうち市場価格のあるものは、会計年度の末日においてその時の時価  を付する。  一方、満期保有目的の債券は、債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、  取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算  定された価額をもって貸借対照価額とする。  ＜根拠＞会計省令第４条第５項、運用上の取扱い15 |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **資産の評価⑤** | **⑤ 棚卸資産について適正に評価しているか。** |  |  |  | ● 棚卸資産（貯蔵品、医薬品、診療・療養費等材料、給食用材料、商品・製品、仕掛品、原材料  等）は、数量と単価により評価される。数量については、継続的に記録される場合であっても帳簿の数量と実際の数量に誤差が生じる可能性があるため、経理規程で会計年度ごとに実地棚卸を行うことが規定されている。単価については、会計年度末における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付しているかを確認する。この場合の「時価」とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。  ＜根拠＞会計省令第４条第６項 |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **負債** | **① 負債は網羅的に計上されているか（引当金を除く）。** |  |  |  | ● 負債は網羅的に計上する。また、負債のうち、債務は原則として債務額で計上する。資金繰りが悪化し、借入金の利息を支払っていない場合も当該利息を債務に計上する必要がある。  ＜根拠＞会計省令第５条第１項 |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **引当金①** | **① 債権について徴収不能引当金を適正に計上しているか。** |  |  |  | ● 徴収不能引当金は、原則として、毎会計年度末において徴収することが不可能な債権（事業未  収金、未収金、受取手形、貸付金等）を個別に判断し、貸借対照表において金銭債権から控除す  る形で表示する。  ＜根拠＞会計省令第４条第４項、運用上の取扱い18 の（２）、留意事項18 の（１） |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **引当金②** | **② 賞与引当金を適正に計上しているか。** |  |  |  | ● 賞与引当金は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合にお  いて、翌期に支給する職員の賞与のうち支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。  ＜根拠＞会計省令第５条第２項第１号、運用上の取扱い18 の（２）、（３）、留意事項18 の（２） |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **引当金③** | **③ 退職給付引当金を適正に計上しているか。** |  |  |  | ● 退職給付引当金は、職員に対し退職金を支給することが定められている場合に、将来支給する  退職金のうち当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認  識すべき残高を計上する。ただし、重要性が乏しいと考えられる法人においては、退職一時金に係  る債務について期末要支給額により算定することができる。  ＜根拠＞会計省令第５条第２項第２号、運用上の取扱い18の（４）、留意事項18の（３） |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **引当金④** | **④ 上記のほか、引当金は適切かつ網羅的に計上されているか（徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金以外）。** |  |  |  | ● 引当金とは、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合に、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として繰り入れるものである。引当金については、全ての要件に該当する場合には計上が必要である。例：役員退職慰労金  なお、全ての要件に該当する場合以外の、利益を留保する目的で計上された引当金は認められない。  ＜根拠＞会計省令第５条第２項、運用上の取扱い18 の（１）、（４） |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **純資産** | **① 純資産は適正に計上されているか。** |  |  |  | ● 貸借対照表に計上する純資産は、会計基準において、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額が定められている。純資産は、基本金を元に行われる法人設立以降の法人の事業活動の結果としての財産の増減を示すものとして貸借対照表に表示されるものであり、会計基準に従い、貸借対照表に適正に計上される必要がある。  ＜根拠＞会計省令第26条第２項 |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **基本金** | **②-1 第１号基本金を適切に計上しているか。**  **②-2 第２号基本金を適切に計上しているか。**  **②-3 第３号基本金を適切に計上しているか。**  **②-4 基本金として、第１号基本金、第２号基本**  **金及び第３号基本金以外のものが計上され**  **ていないか。** |  |  |  | ● 基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上  する。  ① 第１号基本金…社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を  取得すべきものとして指定された寄附金の額  （具体的には、土地、施設の創設、増築、増改築における増築分、拡張における面積増加分  及び施設の創設及び増築時等における初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火  栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金の額）  ② 第２号基本金…第１号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定され  た寄附金の額  （具体的には、施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得するにあたって、借入金  が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の総額）  ③ 第３号基本金…施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額  （具体的には、審査要領第２の（３）に定める、当該法人の年間事業費の12分の１以上に相当  する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額）  ＜根拠＞会計省令第６条第１項、運用上の取扱い11、12、留意事項14 |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **国庫補助金等特別積立金** | **③-1 国庫補助金等特別積立金の積立てが、**  **適正に行われているか。**  **③-2 国庫補助金等特別積立金の取り崩しが、**  **適正に行われているか。** |  |  |  | ● 国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した  補助金、助成金、交付金等で、具体的には、次のものがある。  ① 施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交  付金等  ② 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整  備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整  備事業に対する補助金等に相当するもの  ＊国庫補助金等特別積立金の積立ては、国庫補助金等を受け入れた年度において、国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上するものである。  ● 国庫補助金等特別積立金の取り崩しについては、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により、事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上するものである。また、国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上するものである。  ＜根拠＞会計省令第６条第２項、運用上の取扱い9、10、留意事項14（１）ア、15 |
| **Ⅲ-3-⑶-3**  **その他の積立金** | **③-1 その他の積立金の積立は、理事会の決議に基づいているか。**  **③-2 その他の積立金には、積立ての目的を示す名称を付しているか。また、積立金と同額の積立資産が計上されているか。**  **③-3 当期末繰越活動増減差額にその他積立金取崩額を加算した額に欠損があるにもかかわらず積立をしていないか。** |  |  |  | ● その他の積立金は、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、法人が理事会の  議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものである。  ● その他の積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付して、同額の積立資産を積み立  てること、また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すこととされている。  ● 事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとされている。  ＜根拠＞会計省令第６条第３項、運用上の取扱い19、別紙３（⑫）「積立金・積立資産明細書」、留意事項19 |
| **⑷会計帳簿** |  |  |  |  |  |
| **Ⅲ-3-⑷-1**  **会計帳簿** | **① 各拠点に仕訳日記帳及び総勘定元帳、固定資産管理台帳等の会計帳簿を作成しているか。**  **② 計算書類に係る各勘定科目の金額について主要簿と一致しているか。**  **③ 会計帳簿はその閉鎖の時から10年間保存しているか。** |  |  |  | ● 法人は、原則として、会計帳簿として各拠点区分に仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置き、これらの会計帳簿及び必要な補助簿の作成について経理規程等に定めることが求められる。  ● 法人は、会計帳簿に基づき計算書類を作成することとされており、計算書類における各勘定科目  の金額は総勘定元帳等の金額と一致していなければならない。  ●　会計帳簿は書面又は電磁的記録をもって作成し、法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。  ＜根拠＞法第45条の24、会計省令第２条第２号、第３条、第７条の２、留意事項２の（３）、27 |
| **⑸附属明細書等** |  |  |  |  |  |
| **Ⅲ-3-⑸-1**  **附属明細書等①** | **① 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整**  **合しているか。** |  |  |  | ● 注記事項のうち下記については、計算書類における金額の補足であるため、計算書類の金額と  一致していなければならない。  ① 基本財産の増減の内容及び金額  ② 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  ③ 債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、当該債権の当期末残高  ④ 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  ＜根拠＞会計省令第29条、運用上の取扱い20から24まで、別紙１、別紙２、  留意事項25の（２）、26 |
| **Ⅲ-3-⑸-1**  **附属明細書等②** | **② 計算書類の注記について注記すべき事項**  **が記載されているか。** |  |  |  | ● 計算書類においては、その内容を補足するために、法人全体及び拠点区分ごとに注記事項が次のとおり定められている。なお、拠点区分が１つの法人は、法人全体と同一の内容となるため、拠点区分に関する注記は省略できることとされている。  また、注記事項に該当がない場合には、事項によって、記載自体を省略できるものと「該当なし」  と記載するものがあるため、留意する必要がある。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 注記事項 | 法人全体 | 拠点区分 | 該当がない場合 | | １ 継続事業の前提に関する注記 | ○ | × | 項目記載不要 | | ２ 重要な会計方針 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 | | ３ 重要な会計方針の変更 | ○ | ○ | 項目記載不要 | | ４ 法人で採用する退職給付制度 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 | | ５ 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス  区分 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 | | ６ 基本財産の増減の内容及び金額 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 | | ７ 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 | | ８ 担保に供している資産 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 | | ９ 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要） | ○ | ○ | 項目記載不要 | | 10 債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、当該債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要） | ○ | ○ | 項目記載不要 | | 11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 | | 12 関連当事者との取引の内容 | ○ | × | 「該当なし」と記載 | | 13 重要な偶発債務 | ○ | × | 「該当なし」と記載 | | 14 重要な後発事象 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 | | 15 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け | ○ | × | 「該当なし」と記載 | | 16 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 |   ＜根拠＞会計省令第29条、運用上の取扱い20から24まで、別紙１、別紙２、  留意事項25の（２）、26 |
| **Ⅲ-3-⑸-2**  **附属明細書等③** | **① 作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。**  **② 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算**  **書類と整合しているか。** |  |  |  | ● 法人が作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は次のとおり。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 明細書の種類 | 法人  全体 | 拠点  区分 | | １ 借入金明細書 | ○ |  | | ２ 寄附金収益明細書 | ○ |  | | ３ 補助金事業等収益明細書 | ○ |  | | ４ 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 | ○ |  | | ５ 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書 | ○ |  | | ６ 基本金明細書 | ○ |  | | ７ 国庫補助金等特別積立金明細書 | ○ |  | | ８ 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書 |  | ○ | | ９ 引当金明細書 |  | ○ | | 10 拠点区分資金収支明細書（注） |  | ○ | | 11 拠点区分事業活動明細書(注） |  | ○ | | 12 積立金・積立資産明細書 |  | ○ | | 13 サービス区分間繰入金明細書 |  | ○ | | 14 サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書 |  | ○ | | 15 就労支援事業別事業活動明細書 |  | ○ | | 15-2 就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用） |  | ○ | | 16 就労支援事業製造原価明細書 |  | ○ | | 16-2 就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用） |  | ○ | | 17 就労支援事業販管費明細書 |  | ○ | | 17-2 就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用） |  | ○ | | 18 就労支援事業明細書 |  | ○ | | 18-2 就労支援事業明細書（多機能型事業所等用） |  | ○ | | 19 授産事業費用明細書 |  | ○ |   （注）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 拠点区分 | 10拠点区分  資金収支明細書 | 11拠点区分  事業活動明細書 | | 介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点区分 | 省略可 | 要作成 | | 子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点区分 | 要作成 | 省略可 | | 上記以外の事業を実施する拠点 | いずれか一方を省略可 | | | サービス区分が１つの拠点区分 | どちらも省略可 | |   ＜根拠＞会計省令第30条、運用上の取扱い25、別紙３（①）から別紙３（⑲）まで |
| **Ⅲ-3-⑸-3**  **財産目録** | **① 財産目録の様式が通知に則しているか。**  **② 財産目録に係る勘定科目と金額が法人単**  **位貸借対照表と整合しているか。** |  |  |  | ● 財産目録は、法人の全ての資産及び負債について、貸借対照表科目、場所・物量等、取得年  度、使用目的等、取得価額、減価償却累計額、貸借対照表価額を詳細に表示するために作成する  ものであり、様式は運用上の取扱い別紙４（注）において定められている。  また、基本財産については、定款の記載事項であることから、定款の規定と一致する必要があ  る。  （注）記載上の留意事項については次のとおり  ・ 土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載すること。  ・ 同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合に  は、分けて記載すること。  ・ 科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させること。  ・ 「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2 の規定に基づく社会福祉充実残額の算定  に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負  債については、「使用目的等」欄の記載を要しないこと。  ・ ｢貸借対照表価額｣欄は、｢取得価額｣欄と｢減価償却累計額｣欄の差額と同額になることに留  意すること。  ・ 建物についてのみ｢取得年度｣欄を記載すること。  ・ 減価償却資産（有形固定資産に限る）については、｢減価償却累計額｣欄を記載すること。ま  た、ソフトウエアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累  計額」欄に記載すること。  ・ 車輌運搬具の○○には会社名と車種を記載すること。車輌番号は任意記載とすること。  ・ 預金に関する口座番号は任意記載とすること。  ● 財産目録は、法人の全ての資産及び負債について、貸借対照表価額を表示するものであり、貸借対照表と整合がとれているものでなければならない。  具体的には、貸借対照表科目と貸借対照表価額が、法人単位貸借対照表と一致していなければならないものであり、また、各合計欄（流動資産合計、基本財産合計、その他の固定資産合計、固定資産合計、資産合計、流動負債合計、固定負債合計、負債合計、差引純資産）についても、法人単位貸借対照表と一致していなければならない。  なお、法人単位貸借対照表における勘定科目の金額を財産目録において拠点区分毎等に分けて記載した場合は小計欄と一致していなければならない。  ＜根拠＞会計省令第31条から第34条まで、運用上の取扱い26、別紙４ |
| **４ その他** |  |  |  |  |  |
| **⑴特別の利益供与の禁止** |  |  |  |  |  |
| **Ⅲ-4-⑴-1**  **特別の利益** | **① 評議員、理事、監事、職員その他の政令で**  **定める社会福祉法人の関係者に対して特別の**  **利益を与えていないか。** |  |  |  | ● 「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいう。また、特別の利益を与えてはならない関係者の範囲は、以下のとおりである。  ① 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員  ② ①の配偶者又は３親等内の親族  ③ ①②と事実上婚姻関係と同様の事情にある者  ④ ①から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者  ⑤ 当該法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人又はその法  人の事業活動を支配する者として省令で定めるもの  ⅰ 法人が事業活動を支配する法人  当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（注）に  おける当該他の法人（以下、「子法人」という。）とする。  ⅱ 法人の事業活動を支配する者  一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（注）にお  ける当該一の者とする。  （注）財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合は次のとおり。  ① 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は  事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合  ② 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が100分の50を超える場合  ⅰ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、  監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員  ⅱ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員  ⅲ 当該評議員に就任した日前５年以内にⅰ又はⅱに掲げる者であった者  ⅳ 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって選任された者  ⅴ 当該評議員に就任した日前５年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によ  つて当該法人の評議員に選任されたことがある者  ＜根拠＞法第27条、令第13条の２、規則第１条の３ |
| **⑵社会福祉充実計画** |  |  |  |  |  |
| **Ⅲ-4-⑵-1**  **事業の実施** | **① 社会福祉充実計画に定める事業が計画に**  **沿って行われているか。** |  |  |  | ● 法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除し  て得た額が事業継続に必要な財産額（控除対象財産）を上回るかどうかを算定しなければならな  い。  さらに、これを上回る財産額（社会福祉充実残額）がある場合には、これを財源として、既存の社  会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（社会福祉充実計画）を策  定し、これに基づく事業（社会福祉充実事業）を実施しなければならない。  ＜根拠＞法第55条の２第11項 |
| **⑶情報の公表** |  |  |  |  |  |
| **Ⅲ-4-⑶-1**  **公表** | **① 法令に定める事項について、インターネット**  **を利用して公表しているか。** |  |  |  | ● 法人の公益性を踏まえ、法人は、次の事項について、遅滞なくインターネットの利用により公表し  なければならない。  ① 定款の内容  （所轄庁に法人設立若しくは変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったとき）  ② 役員等報酬基準  （評議員会の承認を受けたとき）  ③ 法第59条による届出をした書類のうち、厚生労働省令で定める書類の内容（注）  （届出をしたとき）  （注）厚生労働省令で定める書類（規則第10条第３項）。  ① 計算書類  ② 役員等名簿  ③ 現況報告書  ＜根拠＞法第59条の２、規則第10条 |
| **⑷その他** |  |  |  |  |  |
| **Ⅲ-4-⑷-1**  **第三者評価** | **① 福祉サービス第三者評価事業による第三者**  **評価の受審等の福祉サービスの質の評価を**  **行い、サービスの質の向上を図るための措置**  **を講じているか。** |  |  |  | ● 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置  を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを  提供するよう努めなければならない。  福祉サービス第三者評価事業は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけること及び受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としているものであり、法人においては、当該事業による第三者評価を積極的に活用し、サービスの質の向上を図るための措置を講じることが望ましい。  ＜根拠＞法第78条第１項 |
| **Ⅲ-4-⑷-2**  **苦情解決** | **① 苦情解決の体制を整備しているか。**  **② 苦情解決の手順を定めるとともに、苦情解決の仕組みについて利用者等への周知を行っているか。** |  |  |  | ● 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の  適切な解決に努めなければならない。  ● 苦情解決の手順としては、次のようなことが考えられる。  ① 施設内への掲示、パンフレットの配布等による利用者に対する苦情解決責任者、苦情受付担  当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについての周知  ② 苦情受付担当者又は第三者委員による利用者等からの苦情受付、苦情の受付内容と対応  方法の記録  ③ 受け付けた苦情の苦情解決責任者及び第三者委員への報告（苦情申出人が第三者委員へ  の報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く）  ④ 苦情解決責任者による苦情申出人との話し合いによる解決（苦情申出人又は苦情解決責任  者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。）  ⑤ ④で解決できない場合は第三者委員の立ち会い  ⑥ 「事業報告書」や「広報誌」等に実績を公表（個人情報に関するものを除く。）  ＜根拠＞法第82条 |
| **Ⅲ-4-⑷-3**  **登記** | **① 登記事項（資産の総額を除く）について変更が生じた場合、２週間以内に変更登記をしているか。**  **② 資産の総額については、会計年度終了後３か月以内に変更登記をしているか。** |  |  |  | ● 法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立することとされている。登記事項の変更がある場合は、政令に定めるところ（注１、注２）により、変更の登記をしなければならない。  （注１）政令に定める登記事項（組合等登記令第２条及び別表）は次のとおり。  ①目的及び業務、②名称、③事務所の所在場所、④代表権を有する者の氏名、住所及び資格、  ⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由、⑥資産の総額  （注２）変更登記の期限（組合等登記令第３条）  ①資産の総額以外の登記事項の変更については、変更が生じたときから２週間以内  ②資産の総額については、毎事業年度の末日から３月以内（毎年度６月末まで）  ● 資産の総額については、毎事業年度の末日から３月以内（毎年度６月末まで）に登記しなければならない。  ＜根拠＞法第29条、組合等登記令（昭和39年政令第29号） |
| **Ⅲ-4-⑷-4**  **契約** | **① 法人印及び代表者印は十分に管理が行われているか。**  **② 理事長が契約について職員に委任する場合は、その範囲を明確に定めているか。**  **③ 随意契約を行っている場合は入札通知、経理規程に照らし合わせて適当か。** |  |  |  | ● 法人印及び代表者印の管理については、管理者が定められているなど、管理が十分に行われていることが重要である。  ● 理事長が契約について職員に委任する場合には経理規程等によりその範囲を明確に定める必要がある。  ● 随意契約については、入札通知に規定する随意契約に関する基準に基づき適正に行われており、施設整備に係る契約については、徹底通知により適正に行われている必要がある。  ＜根拠＞入札通知、徹底通知５の（２）ウ、(６)エ |

別紙１

借地及び借家の状況

令和５年４月１日現在

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 所　在　地 | 地目又は構造 | 面積(㎡) | 用途 | 借用先 |
| 土 　 地 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 建 物 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（注）　法人として借りている土地及び建物については、駐車場の敷地や社会福祉事業の用に直接供していない土地及び建物についても記載してください。

別紙２

入札・契約の状況（令和４年度）

１　250万円を超える工事又は製造の請負の契約状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 勘定科目 | 契約額 | 工事又は製造の請負の内容 | 入札・契約の方法等 | 競争 者数※ | 契約書 の有無 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 随意契約を行った場合の理由 | | | | | |
|  | | | | | |
| ２　160万円を超える食料品・物品等の買入れの契約状況 | | | | | |
| 勘定科目 | 契約額 | 購 入 品 | 入札・契約の方法等 | 競争 者数※ | 契約書 の有無 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 随意契約を行った場合の理由 | | | | | |
|  | | | | | |
| ３　100万円を超える契約であって、250万円以下の工事若しくは製造の請負又は160万円以下の | | | | | |
| 食料品・物品等の買入れの契約状況 | | | | | |
| 勘定科目 | 契約額 | 契約内容 | 入札・契約の方法等 | 競争 者数※ | 契約書 の有無 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| ４　100万円を超える契約状況（工事又は製造の請負及び食料品・物品等の買入れを除く） | | | | | |
| 勘定科目 | 契約額 | 契約内容 | 入札・契約の方法等 | 競争 者数※ | 契約書 の有無 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 随意契約を行った場合の理由 | | | | | |
|  | | | | | |
| ５　10万円以上100万円以下の契約状況 | | | | | |
| 勘定科目 | 契約額 | 契約内容 | 入札・契約の方法等 | 競争 者数※ | 請書等の有無 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| ※　競争者数は、入札の場合にあっては入札者数を、随意契約の場合にあっては見積書提出者 　数を記入してください。 | | | | | |

別紙３

附属明細書の整備状況（令和４年度決算）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 附属明細書 | 書類の有無 | |
| 有 | 無 |
| 借入金明細書 |  |  |
| 寄附金収益明細書 |  |  |
| 補助金事業等収益明細書 |  |  |
| 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 |  |  |
| 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書 |  |  |
| 基本金明細書 |  |  |
| 国庫補助金等特別積立金明細書 |  |  |
| 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書 |  |  |
| 引当金明細書 |  |  |
| 拠点区分資金収支明細書 |  |  |
| 拠点区分事業活動明細書 |  |  |
| 積立金・積立資産明細書 |  |  |
| サービス区分間繰入金明細書 |  |  |
| サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書 |  |  |
| 就労支援事業別事業活動明細書 |  |  |
| 就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用） |  |  |
| 就労支援事業製造原価明細書 |  |  |
| 就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用） |  |  |
| 就労支援事業販管費明細書 |  |  |
| 就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用） |  |  |
| 就労支援事業明細書 |  |  |
| 就労支援事業明細書（多機能型事業所等用） |  |  |
| 授産事業費用明細書 |  |  |

別紙４

１．地域における公益的な取組の実施状況(法第24条第２項関係)

※実施検討中の事業又は取組についても本欄に記入し、状況に応じてチェックをつけてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組の名称 | 取組の概要 | 実施中 | 検討中 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※欄が不足する場合は、必要に応じて行を追加する等の対応をお願いします。

※法第24条第２項

「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第１項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」

２．会計組織

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職名  拠点区分 | 会計責任者 | 出納職員 | 固定資産管理者 | 契約担当者 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※拠点区分ごとに各職名に対する氏名を記入してください。

※欄が不足する場合は、必要に応じて行を追加する等の対応をお願いします。